

事業主・船舶所有者の皆さまへ

厚生年金保険料等の納付猶予特例のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少※1があり、一時的に厚生年金保険料等を納付することが困難となった事業主・船舶所有者の方は、年金事務所へ申請することにより、厚生年金保険料等の納付を猶予することができます。

特例による納付の猶予が認められた場合は、厚生年金保険料等※2の納期限から1年の間、納付が猶予され、その間の延滞金は全額免除となります。

※1 令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）における、事業等に係る収入が、前年同期に比べて20%以上減少している場合に該当します。

※2 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する厚生年金保険料等が対象となります。

日本年金機構ホームページから申請書の書式及び申請の手続きに係る手引きがダウンロードできます。

厚生年金保険料納付猶予相談窓口のご案内

〈厚生年金保険料納付猶予相談窓口〉

☎ 0570-666-228（ナビダイヤル）

※050で始まる電話ではご利用いただけません。

一般電話もしくは携帯電話にておかけください。

（受付時間） 月～金（土日祝日は除く） 8：30～17：15

※お電話でのご案内のみとなります。おかけ間違いのないようご注意ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に厚生年金保険料等を納付することが困難な事業主・船舶所有者の皆さまからの、納付猶予特例に関する一般的なお問い合わせをお受けしております。

納付猶予特例に関する一般的なお問い合わせをご希望の方は厚生年金保険料納付猶予相談窓口をご利用ください。

なお、年金事務所でも、納付を猶予する制度に関するご質問をお受けしております。

※ 厚生年金保険料納付猶予相談窓口では、猶予申請書等の提出は受け付けておりません。猶予申請書等は管轄の年金事務所へご提出ください。



日本年金機構
Japan Pension Service